

性のありかたは ひとつじゃない

性の多様性について
一緒に考えてみよな～



©2014 大阪府もずやん

2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

大阪府では2019年に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を策定し、性の多様性の理解増進に取り組んでいます。

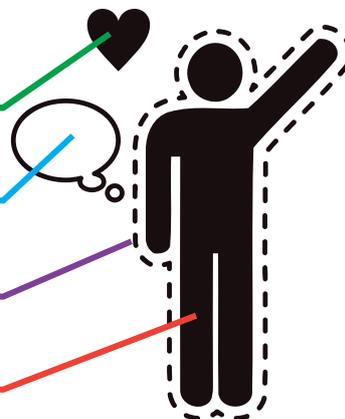
 大阪府

性のあり方は人それぞれなんやって！
性の多様性について考えてみよか！



性の多様性を理解する4つの観点

- ・好きになる性(性的指向):どの性別を恋愛の対象とするか
- ・自認する性(性自認):どの性別を自認するか
- ・表現する性(性表現):服装や行動、振る舞いなど
- ・からだの性(生物学的性):からだのつくり、特徴など



Sexual Orientation (性的指向)とGender Identity (性自認)の頭文字をとってSOGI(ソジ)と表現されることもあります。

次は、性的マイノリティ、LGBTQ+
という言葉の意味を考えてみよか～



LGBTQ+は性的マイノリティの総称のひとつ

- L** → **Lesbian** (レズビアン)
女性を好きになる女性
- G** → **Gay** (ゲイ)
男性を好きになる男性
- B** → **Bisexual** (バイセクシュアル)
女性も男性も好きになる人
- T** → **Transgender** (トランスジェンダー)
自認する性と出生時に割り当てられた法律上の性が異なる人
- Q** → **Questioning** (クエスチョニング^{※2})
性のあり方を決めない人・決めたくない人
- +** → ほかにも様々な性のあり方があることを、包括的に表現しています。

国内調査によると、
性的マイノリティの人の
割合は約**3～10%**^{※1}
という結果もあります。

※1 釜野ほか(2019年)「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」:LGBTが2.7%、「アセクシュアル(恋愛感情や性的欲求を持たない人)」「決めたくない・決めていない」を含めると8.2%。佐藤・福島・野口・岩淵・多田(2017)「岩手県の高校生の生と性に関する調査(2013-2014)ーセクシュアリティの実態ー」『思春期学』第35巻2号P217-227:セクシュアルマイノリティが10.1%。※2「Q」はQueer(クィア)をさすこともあり、元々は「変わった、奇妙な」などを表す言葉だったものが、当事者が前向きな意味で使い出した経緯がある。

性的マイノリティの人は、
どんなことに困ってるのかなあ～



■ 日常の困りごと

◆ 周囲の人に打ち明けられない

性のあり方を打ち明けることで、相手との関係が壊れるのではないかと、暴露（アウトティング）されるのではないかと不安を抱えている人がいます。

◆ 言動に傷つくことがあります

性のあり方を限定したり、笑ったりするような人々の何気ない言動に、傷つく人がいます。

◆ 生活するうえでの困難に直面しています

書類上の性別と見た目の性別とが異なることで、行政機関や医療機関の本人確認のときなどに苦痛を感じる人がいます。

本人の同意なしに性のあり方を第三者に暴露する「アウトティング」は、重大なプライバシーの侵害に当たります。「カミングアウト（性のあり方を打ち明けること）」を受けた際にはどの範囲まで伝えて良いかを確認しましょう。

性的マイノリティの人が感じる困りごとをなくすためには、
アライ^{※3}（理解者、支援者）の存在がめっちゃ大切！みんなが
自分らしく生きていくために、一緒に考えて、行動してみよか！



■ 今日からできること

- 性的マイノリティの人の困りごとについて想像してみる。実際に困っている人がいれば、何かできることはないか聞いてみる。
- 一人ひとりが性のあり方を尊重した言動をする。
- アライであることがわかるよう、6色のレインボーグッズを身につけたり、身近に置いたりする。

※3 アライとは、英語の「Ally（味方／仲間）」を語源とする言葉。性的マイノリティの理解者、支援者をさす。

様々な取り組み

国

- 厚生労働省において、「セクハラ指針」や「パワハラ防止法」で職場でのSOGIに関する取り組みが明記され、「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」が紹介されています。
- 法務省において、企業等が「Myじんけん宣言」することで、誰もが人権を尊重し合う社会の実現をめざす取り組みが進められています。

企業

- 社員向けの取り組みとして、社内セミナーの実施や、福利厚生を同性のパートナーへも対象を拡大する取り組みが広がっています。
- 同性のパートナー同士も家族同様の取り扱いをするサービス等が広がってきています。

学校

- 教職員・児童生徒への啓発や、スクールカウンセラー等による相談・支援体制を整えている学校があります。
- 性自認に合わせた制服を着用できたり、性別によらない制服を採用する学校があります。

大阪府の取り組み

- 大阪府では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施しています。
- 宣誓された方に交付する「パートナーシップ宣誓書受領証」の提示等により、府営住宅への入居申込等が可能になっています。他にも利用できるサービスがありますので、詳しくは大阪府ホームページをご覧ください。



大阪府 性的マイノリティの人権問題に関するwebページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi/index.html>

相談窓口

法務省 人権相談窓口

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)
【相談時間】月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
8:30-17:15

☎ 0570-003-110



◀LINEじんけん相談@法務局

大阪府 人権相談窓口

【相談時間】平日相談:月曜日～金曜日 9:30-17:30
夜間相談:火曜日 17:30-20:00
休日相談:毎月第4日曜日 9:30-17:30
(祝日・年末年始を除く)

☎ 06-6581-8634

つながらない場合は、06-6581-8635も
ご利用いただくことが可能です

【メール】 so-dan@jinken-osaka.jp
【手紙】 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37HRCビル8階
【ファックス】 06-6581-8614

性のありかたは ひとつじゃない



©2014 大阪府もずちゃん

大阪府では、性の多様性の
理解増進に取り組んでいます



大阪府 性的マイノリティの人権問題について

